

年末年始の業務案内

市の施設等	□ : 通常業務		▨ : 午前中のみ業務		■ : 業務を行わない日								
施設名	25土	26日	27月	28火	29水	30木	31金	1土	2日	3月	4火	5水	6木
市役所・神守支所※1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神島田連絡所※2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
市民病院※3	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
総合保健福祉センター※4	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
斎場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
文化会館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
大崎会館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西地域防災コミュニティセンター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
観光交流センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
観光センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
海部地域消費生活センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
南文化センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中央児童館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西地区子育て支援センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
東地区子育て支援センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
家庭児童相談室	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
老人福祉センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神島田祖父母の家	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
図書館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
図書館(生涯学習センター分室)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
図書館(神島田分室)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
児童科学館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
神島田公民館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
錬成館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
葉刈スポーツの家	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
生涯学習センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
自助・共助防災学習センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ふれあいバス(津島市巡回バス)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

- ※1 戸籍の届出(出生、婚姻、死亡等)および火葬の申請は、市役所が業務を行っていない日でも、市役所当直室で受け付けます。
- ※2 神島田連絡所では、12月25日および26日は、住民票の写しの交付および印鑑登録証明書の交付業務のみ行います。
- ※3 市民病院の診療は、診療を行っていない日でも、救急の場合には、通常の休日と同様に診療を行います。
- ※4 総合保健福祉センターでは、12月25日および26日は、貸館として事前に申し込みのあった場合のみ開館します。

年末年始の内科・小児科診療体制

- **期 間** 12月30日(木)～1月3日(月)
- **受付時間** 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分
- **場 所** 津島地区休日急病診療所
時間外や内科・小児科以外の診療については、消防本部または救急医療情報センターへ。連絡先は26ページをご覧ください。

し尿のくみ取り

市役所が許可している次の各業者へ問い合わせてください。

- (有)大政 ☎25-7374
- エコ環境(株) ☎0120-222-652
- 尾西清掃(株) ☎26-2908
- (有)吉川清掃社 ☎26-4918

家庭ごみの収集について【年末年始を含む収集日程表】令和3年12月～令和4年3月 問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

区分	12月28日(火)	12月29日(水)	12月30日(木)	12月31日(金)～1月3日(月)	1月4日(火)	1月10日(月・祝)	2月11日(金・祝)	2月23日(水・祝)	3月2日(水)	3月21日(月・祝)
可燃ごみ	該当町内のみ収集	休み	該当町内のみ収集	休み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	収集ありません	収集ありません	該当町内のみ収集
ペットボトル	収集ありません	休み	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	収集ありません
不燃ごみ	収集ありません	休み	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません	2月の第4水曜日 3月の第1水曜日の町内を収集	収集ありません
プラスチック製容器包装	該当町内のみ収集	休み	収集ありません	休み	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
古紙・空びん 空き缶・古着	該当町内のみ収集	休み	収集ありません	休み	第1月曜日 第1火曜日の町内を収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集	該当町内のみ収集
有害ごみ	収集ありません	休み	収集ありません	休み	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません	収集ありません

※12月28日(火)が通常収集最終日ですが、30日(木)は可燃ごみのみ木曜日の該当町内を収集します(可燃ごみ以外は排出しないでください)。

広報紙をリニューアルします!

問合せ シティプロモーション課広報・プロモーションG ☎55-9584

令和4年1月号から広報紙「市政のひろば」のデザインを刷新します。
より多くの市民の皆さんに手に取ってもらえる冊子になるよう、表紙や紙面のデザインを変更予定です。
カラーページを増やすなど、さらに親しみやすい広報紙を目指していきます。

リニューアルのポイント

表紙

※写真はイメージです



「つしま」などのタイトルロゴを写真にかぶせないことで、一目で広報紙と分かるようなデザインにします。

また、特集記事などの見出しの一部も表紙に記載します。

紙質

これまでよりも写真や色が鮮やかになる紙質に変更します。

「行政&暮らしの情報」

※写真はイメージです



縦書き(右開き)から横書き(左開き)になります。

また、文章量を削減することで読みやすくなります。



お楽しみに!

税の お知らせ



問合 税務課市民税G ☎55-9263

令和4年度市・ 県民税の主な変更点

◆住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする入居期限の特例が、令和3年1月1日から令和4年12月末までに延長されました。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

☎<https://www.mlit.go.jp/index.html>



◆退職所得課税の見直し

(令和4年1月以降に支払いを受ける場合のみ)

現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することになりました。

◆特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において特定等配当および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合、原則確定申告の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加されることとなりました。

※詳しくは、市ホームページ「令和4年度の市・県民税(個人住民税)の改正点」をご覧ください。

個人市・県民税(個人住民税)の 特別徴収推進

事業者が所得税の源泉徴収義務者である場合、地方税法および各市町村の条例の規定により、特別徴収義務者として従業員の毎月の給与から個人市・県民税を特別徴収していただくこととなっています。

市では、平成26年度から、原則として特別徴収義務者に指定し、特別徴収税額決定通知書を送付しています。事業主の方々のより一層のご理解とご協力をお願いします。

特別徴収の対象になる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員(パート・アルバイトも含む)

特別徴収の対象にならない方

- ・退職者(退職予定者を含む)
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・毎月の給与支給額が少なく、個人市・県民税を特別徴収しきれない方
- ・給与が毎月支給されていない(不定期な)方



市・県民税申告書、確定申告書は 自分で作成して提出しましょう!!



市では毎年2月16日から3月15日まで所得(所得税、市・県民税)の申告受付会場を開設しますが、感染症対策のため、会場の入場制限を行うなど規模を縮小して開催します。

人との接触を減らし、感染リスクを回避するため、ご自宅からの申告をおすすめします。

皆さんの安全確保の観点からも、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自身で作成する準備をお願いします。

○市・県民税の申告をする方

申告書を記入の上、資料とともに税務課まで提出してください(郵送可)。なお、申告書は来年1月下旬に送付されるもの、または市ホームページから印刷したものをご利用ください。

○所得税の確定申告をする方

スマートフォンやパソコンからの電子申告または税務署への郵送提出をお願いします。

作成内容や提出方法は、税務署へお問い合わせください。

問合 市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263 所得税 津島税務署 ☎26-2161

津島税務署からのお願い

確定申告には簡単・便利なe-Taxにご協力を!スマホ・PC等から申告できます!

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの納税者の皆さんが確定申告の手続きのため税務署へ来署されています。2月16日から3月15日までの確定申告期間には、さらに多くの納税者の皆さんが確定申告会場(津島市文化会館)に来場され、混雑により、長時間お待ちいただく状況にあります。

令和3年分の確定申告においても、感染防止対策を第一に考え、会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」方式による会場運営を行います。

税務署や確定申告会場で対応できる納税者の人数にも限界が発生しますので、納税者の皆さんの安全確保という観点からも、簡単・便利な自宅等からのe-Taxにご協力をお願いします。

年内にe-Taxのご準備を!

①「マイナンバーカード」「ICカードリーダライタ」または②「マイナンバーカード」「マイナンバーカード対応のスマートフォン」があれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きをすると、マイナンバーカードとICカードリーダライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、市町村でのマイナンバーカードの申請手続きまたは税務署の窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です(所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。か、税務署(所得税担当)にお問い合わせください。

☎<https://www.nta.go.jp>

注意しましょう

20歳未満の方の飲酒は法律で禁止されています。

令和4年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限について20歳のまま維持されます。

年金のお知らせ

問合せ 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

年金相談

中村年金事務所職員による年金相談が、毎月1回行われています。

相談日 毎月第3木曜日(祝日の場合は変更)

※市政のひろば「市民相談」のページをご覧ください。

時間 午前10時～午後3時

場所 相談室(市役所1階)

定員 12人(要予約)

予約受付 相談日の前月の15日(閉庁日の場合は翌開庁日)午前9時から電話または直接窓口へ。

※相談の際は、基礎年金番号がわかるものや手続きに必要なものをすべて持参し、相談時間前にお越しください。

※共済年金や恩給の相談はできません。それぞれの連絡先へ確認してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必要となる「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、日本年金機構から送付されています。

なお、今年10月1日以降に初めて納付された方には、翌年2月上旬に送付される予定です。

年末調整または確定申告の手続きの際には、この証明書や領収書が必要ですので、大切に保管してください。



年金事務所での相談・手続きの際は予約相談をご利用ください

☎0570-05-4890(予約受付専用)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日および祝日を除く)

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。



来年金婚式を迎えられる方へ

津島市制75周年記念式典(金婚式の部)において、令和4年に結婚50周年を迎えられるご夫婦の長寿をお祝いします。

日時 3月1日(火) 午前10時

場所 文化会館

対象 次のいずれにも該当する夫婦
・令和4年に金婚式を迎えられる夫婦
(昭和47年にご結婚された夫婦)
・令和4年1月1日現在市内在住の方

受付期間 1月4日(火)～31日(月)

申出書配布および受付場所

- ・人事秘書課(市役所3階)
- ・神守支所
- ・神島田連絡所

問合せ 人事秘書課秘書G ☎24-1123